

## 日本学術会議会員任命拒否への反対と即時任命を求める声明

10月1日、菅義偉内閣総理大臣は、日本学術会議が日本学術会議法に基づいて新会員に推薦した105名のうち6名を任命から除外した。日本学術会議は、歴史的反省の下に1948年の日本学術会議法の前文「科学者の総意の下に、わが国の平和的復興、人類社会の福祉に貢献し、世界の学界と提携して学術の進歩に寄与することを使命」として設立された。そのことを達成するには憲法23条に示される「学問の自由」が保障されていなければならない。

日本学術会議法第3条が、日本学術会議は「独立して左の職務を行う」とするのは、学問への政治の介入や干渉を防ぐ意図の現れである。同7条は「新会員は内閣総理大臣が任命する」とあるが、その選考は、17条に基づいて日本学術会議が規則で定める方法で行われることになっている。しかも、雑則25条、26条においても、会員の人事はすべて日本学術会議の同意や申出に基づくとされている。これらは、同法が、政府等の人事介入を排除し、日本学術会議の「独立」と「自治」を前提にしていることは明白である。

行政一般においても、あらゆる行政行為は、説明責任と一定の基準に基づいた適正手続に基づかなければならない。今回の菅義偉内閣総理大臣による任命拒否は、その理由も基準も明かにされておらず、十分な説明責任と適正な手続に基づいたものとは認めがたい。こうした総理大臣の行為は、日本学術会議の独立性を損ない、ひいては学問の自由をも毀損すると思えざるを得ない。日本学術会議の独立性と学問の自由を担保するために、直ちに日本学術会議会員に新たに任命しなかった理由を明らかにするとともに、任命されなかった6名を任命するよう求める。

私どもの学会も、発足当時から一貫して、我が国の諸種の住宅問題、住宅政策の改善のために尽力してきた。批判的議論の積み重ねは学問の根幹であり、それが健全な居住福祉学を支えたと考えるからである。今回のように、理由も示さない形で（または国策に批判的な論者を排除すると付度される形で）政治が学問に介入することは断じてあってはならない。

2020年10月9日  
日本居住福祉学会  
会長 岡本 祥浩